

災害時における飲料の提供協力に関する協定書（案）

豊後大野市民病院（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、豊後大野市において震度6弱以上の地震、風水害その他により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において飲料の提供が必要となるときは、乙に対して次の事項について協力を要請することができる。

乙が設置した災害対応自動販売機内の飲料の無償提供

（協力の実施）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、協力を実施したときは、甲に対し、次の各号に掲げる事項を電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 提供した飲料の品目、及び数量
- (2) 提供した期間
- (3) 提供した場所
- (4) その他必要な事項

（費用の請求及び価格の決定）

第4条 乙は、前条に規定する文書を提出後、甲の承諾を得て協力を要した費用を請求するものとする。

2 乙が提供した飲料の価格は、災害時直前における適正価格を基準とし、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（支援体制の整備）

第5条 乙は、災害時における円滑な対応を図るため、社内およびグループ各社と広域応援態勢ならびに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（連絡体制）

第6条 本協定における連絡責任者は、甲においては豊後大野市民病院医事・経営課経営企画係とし、乙においては_____とする。

(資料交換)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう資料の交換を行う基とする。

(フリードリンク設定用の鍵の保管)

第8条 自動販売機の設置先である甲が、フリードリンク設定用の鍵を善良なる管理者の注意をもってこれを保管管理するものとし、別途、乙の発行するフリードリンク設定用の鍵の預り証に記名捺印し乙へ手渡すものとする。また、甲が鍵を紛失した場合は、実費を乙に支払うものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和6年11月1日から令和9年10月31日までとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項または本協定の条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙互いに誠意をもって協議をし、これを解決するものとする。

年 月 日

住 所 大分県豊後大野市緒方町馬場 276 番地

氏 名 豊後大野市病院事業管理者 木下 忠彦 印

乙 住 所

氏 名 印